

## 千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、旅客船を活用した千葉中央港地区の活性化を図るため、千葉みなと旅客船棧橋を利用した企画クルーズを実施する事業に対して、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に基づき補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 千葉中央港地区 千葉市中央区中央港1丁目をいう。
- (2) 千葉みなと旅客船棧橋 千葉市中央区中央港1丁目20番地先の千葉みなと一号浮棧橋をいう。
- (3) 旅客船 海上運送法第2条第4項に規定する船舶をいう。
- (4) 企画クルーズ 千葉港外を定係場とする旅客船を使用して、不特定多数の者を募集対象とした企画を有する、最少催行人数20人以上の運航をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、千葉みなと旅客船棧橋を活用する企画クルーズとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるものを除く。

- (1) 宗教・政治的目的で実施するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) 法令等に違反するもの
- (7) 千葉みなと旅客船棧橋を活用し、日常的に行われている運航と同様のもの
- (8) その他、支援事業として不適切であると市長が認めるもの

### (補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、企画クルーズの主催者とする。

ただし、複数の主催者により運航される共同運航便等については、主催者を代表する一の者を補助事業者とする。

### (補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助対象経費は、企画クルーズに要する経費のうち、次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 燃料費

(2) 人件費

(3) その他、市長が認めた経費

2 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額とし、1企画につき15万円を限度とする。

**(交付の申請)**

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

**(交付の条件)**

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 悪天候等により、補助事業が予定の期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった場合等で、期間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) その他市長が必要と認める事項

**(交付決定通知)**

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

**(変更等の承認)**

第9条 補助事業者は第7条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉中央港地区みなと活性化支援事業変更承認申請書(様式第3号)又は千葉中央港地区みなと活性化支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は第7条第3号の規定により承認を受けようとするときは、すみやかに千葉中央港地区みなと活性化支援事業完了期日変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の変更を承認する場合は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第6号)によって通知するものとする。

**(状況報告)**

第10条 市長は、補助事業の遂行状況について、規則第10条の規定により状況報告させることができる。この場合、千葉中央港地区みなと活性化支援事業状況報告書(様式第7号)によるものとする。

**(実績報告)**

第11条 補助事業者は規則第12条の規定により補助事業が完了したときは、当該年度の事業完了の日から起算して14日を経過した日、又は、当該年度の末日のいずれ

か早い期日までに千葉中央港地区みなと活性化支援事業完了実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

**（額の確定通知）**

第12条 規則第13条の規定による通知は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金額確定通知書（様式第9号）によるものとする。

**（交付の請求）**

第13条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 補助事業者が、規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

**（決定の取消）**

第14条 規則第17条の規定による通知は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金交付決定取消書（様式第12号）によるものとする。

**（返還命令）**

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉中央港地区みなと活性化支援事業補助金返還命令書（様式第13号-1、又は様式13号-2）によるものとする。

**（委任）**

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 8月24日から施行する。